

◆ 国連安保理 = 国連の最重要機関

➤ 国際の平和及び安全の維持に主要な責任を負い、全加盟国に対し、法的拘束力のある決定を行いうる唯一の機関。

◆ 安保理の正統性・信頼性・実効性への疑問

➤ 国連発足以降、国際社会の構図は大きく変化し、機能も多様化したが、安保理の構成はほとんど変化なし（正統性の欠如）。

➤ 安保理の信頼性、実効性、透明性の改善が急務（例：シリア情勢、ウクライナ情勢への対応と拒否権の問題等）。

〔参考〕安保理改革とは別途、安保理の運営（作業方法）改善を求める声の高まりあり。例えば、大規模残虐行為の場合には拒否権行使を抑制するよう求める案（フランス（常任理事国）案、ACTグループの行動規範）や、事務総長選出（安保理の勧告に基づき総会が任命）における透明性向上のための取組あり。

◆ 日本は、これまで安保理内外で積極的に貢献（軍縮・不拡散、平和維持・平和構築、人間の安全保障等）＝21世紀の安全保障理事国に適任

◆ 安保理の意思決定プロセスに、常時かつ直接関与することは、国益を増進

北朝鮮の核実験・弾道ミサイル発射（2006年/09年）、対イラン制裁強化、韓国哨戒艦沈没（2010年）については、非常任理事国として関与。中でも、本年1月の北朝鮮の核実験、2月の弾道ミサイル発射を受け、大幅に強化された制裁措置等を盛り込んで安保理決議第2270号が全会一致で採択される上で、日本は主導的な役割を果たした。

G4首脳会合（2015年9月27日、ニューヨーク）※日本、インド、ドイツ、ブラジル

- 1 2004年以来11年ぶり。安倍総理から、（1）2015年は国連70周年の歴史的好機であり、安保理は21世紀の現実に合った姿に改革されるべきである、（2）改革推進のためにはアフリカ、カリコム等途上国を含む圧倒的多数の国が改革支持で団結することが重要であり、総理自身も多くの国に働きかけを行ってきている、（3）政府間交渉での現実的な文書に基づく真の交渉開始に向けG4として働きかけるべきこと等を発言。
- 2 他のG4首脳も基本的に総理と認識を共有。会合後に発出された共同プレス声明において、早期の安保理改革実現のために緊密に連携し、改革推進派への働きかけを加速していくことに合意。
- 3 具体的には、国連総会が全会一致で、クテサ前総会議長が提示した文書を政府間交渉での交渉の基礎とする決定を採択したことを歓迎するとともに、第70会期中に具体的成果を実現するために一層の努力を行うことで一致。アフリカやカリコム等の改革推進派との連携強化が重要であることにも一致。
- 4 我が国を含むG4として、国連70周年及び今般のG4首脳会合で高まった機運を国際社会の多くが関与していく大きなうねりへとつなげていくべく、今後ともあらゆる機会を活用して改革実現に向けた取組を強化していく考え。

<G4の決議案>

- ◆ 2005年、G4は決議案を作成し、各国へ働きかけ。米国（安保理の効率性を重視）、中国（日本の常任入りに反対）は、G4決議案反対のグローバルな運動を展開。大票田のアフリカとの決議案の一本化を追求するも、合意できず。必要な賛成票を得る見込みが立たず、G4決議案の採択を断念。
- ◆ 2011年、G4は、常任理事国・非常任理事国双方の拡大及び安保理作業方法改善からなる決議案（「短い決議案」）を作成し、各国へ働きかけたが、決議採択には至らず。

<国連での政府間交渉>

- ◆ 2009年2月より政府間交渉を開始。改革実現のための交渉を文書に基づき進める声が高まるも、進展は限定的。
- ◆ 2015年7月31日、クテサ総会議長（ウガンダ）の下、ラトレイ政府間交渉議長（ジャマイカ常駐代表）が120カ国以上の立場を取りまとめた交渉文書を作成。9月14日、この文書を基礎として用いることを次の会期に引き継ぐ決定がコンセンサスでなされた。
- ◆ 2016年2月以降、ルーカス政府間交渉議長（ルクセンブルグ常駐代表）の下で会合が行われている。

G4案	
常任理事国	11か国 現5+6 アジア2, アフリカ2, ラ米1, 西欧その他
非常任理事国	14/15か国 現10+4/5 アジア1, アフリカ1, ラ米1, 東欧1
拒否権	新常任理事国は当面拒否権を行使しない

AU案	
常任理事国	11か国 現5+6 アジア2, アフリカ2, ラ米1, 西欧その他
非常任理事国	15か国 現10+5 アジア1, アフリカ2, ラ米1, 東欧1
拒否権	新常任理事国にも付与